

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税・都市計画税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税・都市計画税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

柏市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課事務
②事務の内容 ※	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)等の法令に従い、土地・家屋・償却資産の評価額を決定したうえで、税額を決定し、納税義務者に対して固定資産税及び都市計画税を賦課する。 また、納税義務者等からの申請に基づき、証明書等を発行する。 【処理の流れ】 ①法務局、固定資産所有者、他関係部署、eLTAXから課税資料を取得する。 ②土地・家屋については総務省が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。償却資産については総務省から減価率・耐用年数の改正情報を取得する。 ③取得した課税情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化を行う。 ④②で作成した電子データ及び各種申告・届出情報を資産税システムに取り込む。 ⑤賦課に必要な情報(生活保護)を照会し取得(対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由で取得)する。 ⑥住民登録がない者の情報は登記情報や住民基本台帳ネットワークシステムから取得する。 ⑦賦課情報を作成する。 ⑧作成された賦課情報を委託業者に提供し、納税通知書を作成する。 ⑨賦課決定された納税義務者へ税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて証明書等を発行する。
③対象人数	30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	固定資産税・都市計画税システム
②システムの機能	1 課税情報管理機能 (1) 地方税法に基づき、課税客体となる土地・家屋・償却資産台帳の管理を行う。 (2) 土地及び家屋は評価システムからデータを取得し税システムに取り込む。償却資産は申告情報の登録及び更新をオンラインで行う。(課税情報の一部入力を委託業者が行う。) 2 納税義務者管理機能 (1) 宛名システムの機能を用い、賦課情報と庁内の個人識別番号である宛名番号を紐づける。 (2) 他課の情報をオンラインで連携し、課税情報に紐づける。 3 賦課決定、更正処理機能 (1) 固定資産の評価に基づく固定資産台帳の価格、課税標準額、税額計算を行い、収納システム等へデータ提供又は連携ファイルの作成を行う。 (2) 納税通知書、縦覧簿、法務局及び県税事務所への価格通知書作成のために委託業者に賦課情報を提供する。 4 帳票発行機能 納税通知書、各種証明書等帳票の発行及び管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))

システム2～5

システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 (1) 住民記録システムから情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他関係情報を記録を行う。 (2) 住登外者及び法人の宛名項目(氏名又は名称、性別、生年月日、住所又は所在地等)の作成及び管理を行う。 2 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため、認証の制御や暗号化を行う。 3 宛名連携機能 同一の宛名番号を紐づけする機能を有し、宛名番号の関連したデータを作成及び管理を行い、中間サーバーとの連携時には紐づいた宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4 団体内宛名統合機能 税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受領し、中間サーバー連携機能への送信及び受信を行う。団体内宛名番号と4情報を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのデータ連携によりデータの送信及び受信を行う。データの送信及び受信を行った際の結果情報を取得及び管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	機構への情報照会機能 全国サーバー又は都道府県サーバーに対して、4情報の組み合わせをキーとして本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	統合収納管理システム(5～8は標準化移行後からの機能)
②システムの機能	1 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税の賦課及び調定の管理を行う。 2 納付データ管理機能 納付された固定資産税・都市計画税の消込処理及び収入管理を行う。 3 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ及び納付データにより未納及び過納の抽出を行う。また、未納者に対する督促、過納者に対する還付又は充当の処理を行う。 4 納付書及び納税証明発行機能 納付書紛失者に対する納付書の再発行及び、賦課徴収情報に基づく納税証明書等帳票を発行する。 5 口座振替情報管理機能 口座振替申請者からの対象税目や口座情報等を管理する。 6 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し、依頼データを作成する。 7 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理を作成する。 8 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム5		
①システムの名称	口座管理システム（標準化移行後はシステム4に統合のため、当該システム削除予定）	
②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報を管理する。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム6～10		
システム6		
①システムの名称	地理情報システム	
②システムの機能	1 情報検索機能 各種図面管理を行い、課税客体の土地及び家屋の検索、路線・標準宅地の検索を行う。 2 印刷機能 地番図、路線価図、画地計測図等を印刷する。 3 異動更新機能 土地の評価情報、異動情報の更新及び地番図編集により画地計測を行う。 4 システム連携機能 土地の評価情報を固定資産税・都市計画税システムにデータ提供する。	
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

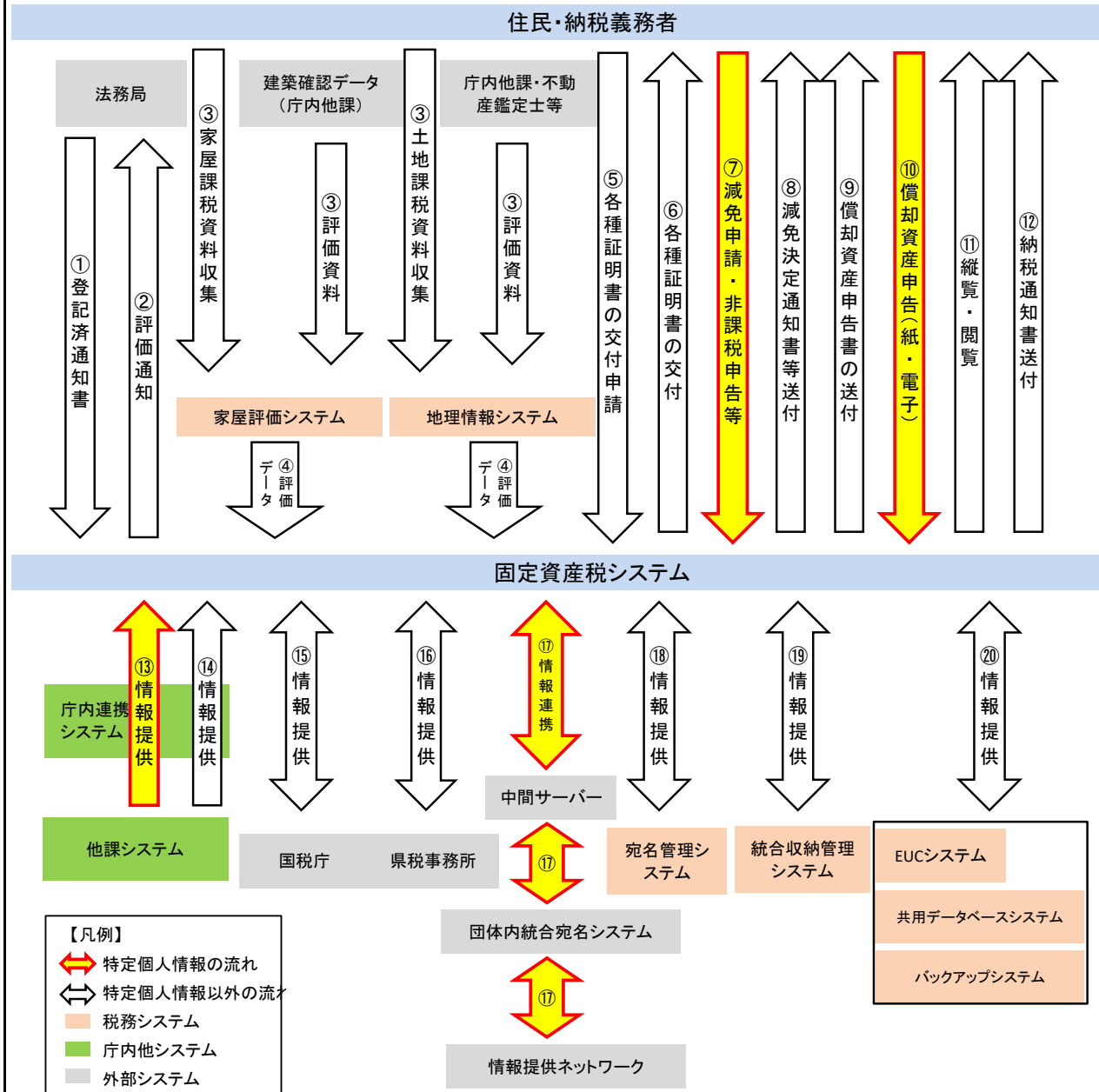
システム7	
①システムの名称	家屋評点システム
②システムの機能	1 調査予定管理機能 調査予定日を管理する。 2 台帳管理機能 建築確認情報、登記・現況情報、区分建物管理、物件管理を行う。 3 評価計算機能 家屋の図面評価又は比準評価の計算を行う。 4 システム連携機能 家屋の評価情報を固定資産税・都市計画税システムにデータ提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム8	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1 電子データの審査及び管理 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で、利用者から申告された電子データ(償却資産申告)の審査及び管理 2 申告データのCSVデータ化機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして使用する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （専用線により接続をしているため、他システムとの接続はしていない。）
システム9	
①システムの名称	共用データベースシステム
②システムの機能	1 連携するデータ管理機能 定められた場所にデータを格納し、管理する。 2 セキュリティ機能 定められた場所へのアクセスを制限する。 3 連携開始管理機能 データの反映する時期を管理する。 4 連携データ監視機能 移動分として連携する場合は、取得した側からの取得済通知によりファイルを削除する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム10	
①システムの名称	バックアップシステム
②システムの機能	1 データ保管機能 住民情報系システム(住民記録, 固定資産税, 統合収納, 口座, 統合滞納等システム)のデータをリアルタイムに保管し, 夜間にデータの正誤性確認を行う。 2 障害発生時に備えた代替機能 機器障害等の事態において, 課税内容照会を行い緊急時の対応ができる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	EUCシステム
②システムの機能	1 データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し, 任意の抽出条件に該当する情報(個人情報を含まない)をCSV形式で出力する機能 2 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき, 機能や基本データリストへのアクセス権限を行う機能 3 ログ管理機能 抽出を行った日時・条件の保管及び操作ログを保管する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (同一パッケージシステム)
システム12	
①システムの名称	庁内データ連携システム
②システムの機能	1 データ送受信機能 標準準拠システムが他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信する機能 2 利用側業務システムの認証を行う機能 3 連携データ管理機能 連携の対象となる業務及びファイルを管理する機能 4 連携データ監視機能 連携ファイル提供及び取得結果のログを管理する機能, 実行状況・結果等のモニタリングを行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム13	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会・提供に用いる個人の識別子である符号と情報保有期間内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐づけ、その情報を保管及び管理を行う。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保持及び管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証及び付与された権限に基づいた各機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システムの管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	固定資産税・都市計画税の賦課決定において、個人の情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	正確な情報を把握することにより、正しく賦課が行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<提供ができる根拠規定> なし <照会ができる根拠規定> ・番号法第19条第8号に基づく表 第48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 資産税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 法務局から受領する土地及び家屋の登記済通知書により課税台帳を整備する。所有者又は納税義務者が死亡している場合は、相続人調査を行い課税台帳へ現に所有する者等を登録する。
- ② 法務局へ登録免許税算定のために評価額の通知を行う。
- ③ 庁内他課、不動産鑑定士、現地調査等により課税資料の収集を行う。
- ④ 家屋又は土地評価システムから固定資産税システムへのデータ取り込みを行う。
- ⑤⑥ 固定資産税に係る各種証明書の交付申請を受け付け、交付する。
- ⑦⑧ 減免申請書・非課税申告書を受け付け、減免決定通知書等を送付する。
- ⑨ 償却資産申告のため、事業者に対して申告書を送付する。
- ⑩⑨により償却資産申告書を受領し、償却資産の申告情報を管理・課税台帳の整備を行う。
- ⑪ 縦覧及び閲覧資料を作成する。
- ⑫ 賦課決定を行い、納税通知書を納税義務者へ送付する。封入封緘については外部帳票印刷業者に委託し、納税通知書作成用データを渡す。
- ⑬ 生活支援課より生活保護受給状況に関する情報を受領する。
- ⑭ 庁内連携システムで他課と情報連携を行う。
- ⑮ 国税庁へ納税義務者の情報を収集・情報照会・情報提供を行う。
- ⑯ 県税事務所へ不動産取得税等に関する情報提供等を行う。
- ⑰ 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムで情報を連携する。
- ⑱ 宛名システムにより個人番号を参照し、課税資料から収集した個人番号を宛名番号と紐づける。
- ⑲ 統合収納管理システムに賦課情報を提供し収納状況を参照する。

④EUCシステムに賦課情報を提供し、仕様の抽出条件に該当する情報をCSV形式で受領する。
共用データシステムによりデータを定められた場所に格納し管理、アクセス制限を行う。
バックアップシステムによりデータを保管しデータの整合性を確認する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税・都市計画税の納税義務者及び納税通知書送付先名義人
その必要性	適正な賦課を行うにあたり、必要な範囲内の特定個人情報を収集・保有する。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	【個人番号・その他識別情報】 納税義務者及び納税通知書送付先名義人を特定するために必要 【4情報・連絡先・その他住民票関係情報】 納税義務者及び納税通知書送付先名義人を特定し、正確に納税通知書を送付するために必要 【地方税関係情報】 適正な賦課を行うために必要 【生活保護・社会福祉関係情報】 減免措置の適否判定のために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	柏市財政部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （生活支援課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （法務局） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他自治体） ☐ 民間事業者 （法人） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度	①償却資産の申告により1月1日時点の償却資産の所有状況に関する情報を入手(1月末)及び賦課以降において個別に所有状況に関する情報を入手(随時通年) ②市民課より、住民基本台帳情報、DV支援措置情報を入手(随時通年) ③減免申請を行った納税義務者について、生活保護関係情報を情報連携による照会をする必要が生じた場合に入手(随時通年)	
④入手に係る妥当性	①地方税法第383条により、償却資産の所有者は1月31日までに申告しなければならないとされている。 ②地方税法第20条の11により、納税義務者等の情報を把握するため、官公署等に資料等の提供を求めることができるとされている。 ③地方税法第353条により、固定資産税に関する調査に係る質問検査権が付与されている。	
⑤本人への明示	地方税法の規定に基づく特定個人情報の入手であるため、本人への明示は不要である。	
⑥使用目的 ※	申告内容等に基づいて納税義務者等の特定を行い、適正な評価・課税を行うために使用する。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	資産税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 個人番号が記載された償却資産申告書を扱う。 2 賦課に必要な情報(生活保護情報)を照会し取得する。 3 各種申告書情報から賦課情報を作成する。 4 税額どおりに賦課情報を作成するため委託先に提供する。 5 納税義務者等へ税額を通知する。 6 賦課情報に基づき、申請に応じて証明書を発行する。 7 徴収担当課へ賦課情報を提供する。	
	情報の突合 ※	1 賦課情報と宛名情報を突合して本人確認を行い台帳を作成する。 2 賦課情報と生活保護関係情報を突合して、減免の適否の判定を行う。
	情報の統計分析 ※	地方税法第418条の規定により、固定資産概要調書を作成するために統計処理を行っているが、特定の個人を識別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利益に影響を与え得る決定 ※	固定資産の保有の有無及びその評価に基づき、固定資産税・都市計画税の税額を決定・更正・減免する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

[illegible]

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモ リ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[☐] 再委託する [☐] 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要性がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	納税通知書等印字プログラム改修、一括処理・印刷・帳票作成等作業
委託事項3		システム運用・保守
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲		[☐] 特定個人情報ファイルの全体 [☐] 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の 数	[☐] 10万人以上100万人未満 [☐] 100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	・法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、本稼働前に正しく動作することを確認するため ・システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する 上記のことから専門業者である必要があり、システムの安定稼働のため必要である。
③委託先における取扱者数		[☐] 10人以上50人未満 [☐] 50人以上100人未満 [☐] 100人以上500人未満 [☐] 500人以上1,000人未満 [☐] 1,000人以上 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモ リ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[☐] 再委託しない [☐] 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		遠隔地でのデータ管理	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☒ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> ☐ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	税務システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間業者に委託している	
③委託先における取扱者数		<選択肢> ☐ 10人未満 1) 10人以上50人未満 2) 50人以上100人未満 3) 100人以上500人未満 4) 500人以上1,000人未満 5) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> ☐ 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要性がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	バックアップデータの管理	
委託事項5		地方税電子申告支援サービス運用の管理	
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システム運用の管理に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> ☐ 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	償却資産を有する個人事業者	
	その妥当性	税の賦課に係る業務実施のため必要である	
③委託先における取扱者数		<選択肢> ☐ 10人以上50人未満 1) 10人以上50人未満 2) 50人以上100人未満 3) 100人以上500人未満 4) 500人以上1,000人未満 5) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社茨城計算センター	

再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		
⑦時期・頻度			
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			

提供先16	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先17	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先18	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先19	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満

④提供する情報の対象となる本人の数	[]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
提供先20		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ）	[] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙		
⑦時期・頻度					
移転先2～5					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		1 課内における措置 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階毎にし事務室内に保管場所を定め、漏洩・紛失を防止している。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベースないに保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド業者はISMPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ対策が適切に実施されている等次の要件を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 4 データセンターにおける措置 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の中、さらに厳格な入退館管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管する。(サーバ室への入室は静脈認証)			
②保管期間		<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない			
		地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から5年間、柏市固定資産税等過誤納返還金取扱要領により最長の返還期間が20年間であるため			
③消去方法		1 全般 (1) 保存期間を過ぎた申告書・帳票等の紙媒体で保管する特定個人情報については、外部業者に よる溶解処理を行い廃棄を行う。 (2) 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により情 報資産の復元が出来ないように消去を行うことをルール化している。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施され、保守・運営を行う事業者が特 定個人情報を消去することはない。 (2) 中間サーバー・プラットフォームにおけるディスク交換やハード更改の際は、保存された情報が読 み出しできないよう、保守・運用を行う事業者により物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により復元 が出来ないようにしている。 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務デー タは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消 去することはない。 (2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデー タの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実 にデータを消去する。 (3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントク ラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利 用しなくなった環境の破棄等を実施する。			

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<<賦課情報>>

1. 名寄番号, 2. 所有者宛名番号, 3. 納税者宛名番号, 4. 管理人宛名番号, 5. 課税年度, 6. 更正年月日, 7. 更正年月日(至), 8. 更正番号, 9. 履歴フラグ, 10. 税訂フラグ, 11. 未決定フラグ, 12. 計算フラグ, 13. 土地免点フラグ, 14. 家屋免点フラグ, 15. 償却免点フラグ, 16. 土地該当フラグ, 17. 家屋該当フラグ, 18. 償却該当フラグ, 19. 区分所有フラグ, 20. 区所コード, 21. 土地・固定課税計算額, 22. 土地・固定課税・特例額, 23. 土地・固定課税計算特例後, 24. 土地・固定課税・減免額, 25. 土地・固定課税標準額, 26. 土地・固定課税標準額内区分所有分, 27. 家屋・固定課税計算額, 28. 家屋・固定課税・特例額, 29. 家屋・固定課税計算特例後, 30. 家屋・固定課税・減免額, 31. 家屋・固定課税標準額, 32. 家屋・固定課税標準額内区分所有分, 33. 償却・固定課税計算額, 34. 償却・固定課税・特例額, 35. 償却・固定課税計算特例後, 36. 償却・固定課税・減免額, 37. 償却・固定課税標準額, 38. 固定課税計算額, 39. 固定課税・特例額, 40. 固定課税計算特例後, 41. 固定課税・減免額, 42. 固定課税標準額, 43. 固定課税標準額内区分所有分, 44. 固定税計算額, 45. 固定税計算額内区分所有分, 46. 土地・固定税額・減額1～5, 47. 家屋・固定税額・減額1～5, 48. 償却・固定税額・減額1～5, 49. 固定減額計, 50. 土地・固定税額・減額条列1～3, 51. 家屋・固定税額・減額条列1～3, 52. 償却・固定税額・減額条列1～3, 53. 固定減額条列計, 54. 算出・固定税額・減免前, 55. 土地・固定税額・減免額, 56. 土地・固定税額・減免額投入, 57. 家屋・固定税額・減免額, 58. 家屋・固定税額・減免額投入, 59. 償却・固定税額・減免額, 60. 償却・固定税額・減免額投入, 61. 固定減免計, 62. 入力・固定税額・減免額, 63. 算出・固定税額, 64. 土地・都計課税計算額, 65. 土地・都計課税・特例額, 66. 土地・都計課税計算特例後, 67. 土地・都計課税・減免額, 68. 土地・都計課税標準額, 69. 土地・都計課税標準額内区分所有分, 70. 家屋・都計課税計算額, 71. 家屋・都計課税・特例額, 72. 家屋・都計課税計算特例後, 73. 家屋・都計課税・減免額, 74. 家屋・都計課税標準額, 75. 家屋・都計課税標準額内区分所有分, 76. 都計課税計算額, 77. 都計課税・特例額, 78. 都計課税計算特例後, 79. 都計課税・減免額, 80. 都計課税標準額, 81. 都計課税標準額内区分所有分, 82. 都計課税計算額, 83. 都計課税計算額内区分所有分, 84. 土地・都計税額・減額1～5, 85. 家屋・都計税額・減額1～5, 86. 都計減額計, 87. 土地・都計税額・減額条列1～3, 88. 家屋・都計税額・減額条列1～3, 89. 都計減額条列計, 90. 算出・都計税額・減免前, 91. 土地・都計税額・減免額, 92. 土地・都計税額・減免額投入, 93. 家屋・都計税額・減免額, 94. 家屋・都計税額・減免額投入, 95. 都計減免計, 96. 入力・都計税額・減免額, 97. 算出・都計税額, 98. 算出・年税額, 99. 固定税相当額, 100. 都計税相当額, 101. 土地・合算評価額, 102. 家屋・合算評価額, 103. 償却・合算評価額, 104. 通知書番号, 105. 収納連動コード, 106. 更正期別, 107. 期別税額1～13, 108. 納期限1～13, 109. 現年随時税額, 110. 現年随時納期限, 111. 過年随時税額, 112. 過年随時納期限, 113. 更新端末番号, 114. 登録日時, 115. 更新日時, 116. 法定納期限等, 117. 通知年月日

<<共有情報>>

1. 名寄番号, 2. 異動年月日, 3. 沿革事項, 4. 代表宛名番号, 5. 代表者区分, 6. 異動年月日, 7. 共有者用区分, 8. 親子関係, 9. 共有者名寄番号, 10. 持分分子(課税用), 11. 持分分母(課税用), 12. 持分分子(登記用), 13. 持分分母(登記用), 14. 共有者名(登記用), 15. 共有者住所(登記用), 16. 登記年月日, 17. 原因年月日, 18. 異動年月日, 19. 権利CD, 20. 異動事由CD, 21. 異動事由, 22. 不動産番号

<<宛名情報>>

1. 宛名番号, 2. 宛先区分, 3. 宛先名カナ, 4. 宛先名漢字, 5. 性別, 6. 生年月日, 7. 続柄コード, 8. 郵便番号, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 様方カナ, 14. 住所漢字, 15. 番地漢字, 16. 方書漢字, 17. 様方漢字, 18. 世帯処理番号, 19. 行政区, 20. 住定日, 21. 住定事由, 22. 住民となった日, 23. 住民となった事由, 24. 消除日, 25. 消除事由, 26. 転出予定日, 27. 転出確定日, 28. 異動日, 29. 送付先宛先名, 30. 送付先住所, 31. 電話番号, 32. 個人番号, 33. 送付先宛名番号

<<団体内統合宛名情報>>

1. 宛名番号, 2. 団体内統合宛名番号, 3. 個人・法人番号, 4. 連携送信日時, 5. 連携受信日時, 6. 連携登録日時

<<償却資産情報>>

1. 課税年度, 2. 名寄番号, 3. 受付年月日, 4. 取得価格:前年前(種類1-6), 5. 取得価格:減少(種類1-6), 6. 取得価格:増加(種類1-6), 7. 評価額(種類1-6), 8. 帳簿価格(種類1-6), 9. 決定価格(種類1-6), 10. 課税標準額(種類1-6), 11. 取得価格:前年前(合計), 12. 取得価格:減少(合計), 13. 取得価格:増加(合計), 14. 評価額(合計), 15. 帳簿価格(合計), 16. 決定価格(合計), 17. 課税標準額(合計), 18. 配分:自治大臣(決定価格), 19. 配分:知事(決定価格), 20. 配分:自治大臣(課税), 21. 配分:知事(課税), 22. 資産種類, 23. 資産番号, 24. 異動区分コード, 25. 数量, 26. 品名カナ, 27. 品名漢字, 28. 取得年月日, 29. 取得価格, 30. 耐用年数1, 31. 残存率1, 32. 耐用年数2, 33. 残存率2, 34. 非課税コード, 35. 特例コード, 36. 前年:評価額, 37. 前年:帳簿価格, 38. 前年:決定価格, 39. 前年:課税標準額, 40. 当年:評価額, 41. 当年:帳簿価格, 42. 当年:決定価格, 43. 当年:課税標準額, 44. 取得価格:減少(種類1-6), 45. 取得価格:増加(種類1-6), 46. 評価額(種類1-6), 47. 帳簿価格(種類1-6), 48. 決定価格(種類1-6), 49. 課税標準額(種類1-6), 50. 取得価格:前年前(合計), 51. 取得価格:減少(合計), 52. 取得価格:増加(合計), 53. 評価額(合計), 54. 帳簿価格(合計), 55. 決定価格(合計), 56. 課税標準額(合計), 57. 配分:自治大臣(決定価格), 58. 配分:知事(決定価格), 59. 配分:自治大臣(課税), 60. 配分:知事(課税), 61. 発送停止フラグ, 62. 催告年月日, 63. 申告期限(当初), 64. 申告期限(催告用), 65. 減免率分子, 66. 減免率分母, 67. 減免の適用開始年月日, 68. 減免の適用終了年月日, 69. 不均一課税類型, 70. 不均一課税の適用開始年度, 71. 不均一課税の適用終了年度, 72. 作成停止フラグ(償却資産申告書), 73. 作成停止フラグ(種類別明細書), 74. 作成停止フラグ(増減確認はがき), 75. 作成停止フラグ(種類別明細書閲覧用), 76. 作成停止フラグ(プレ申告データ), 77. 公簿上の住所(所在地)の郵便番号, 78. 公簿上の住所(所在地), 79. 公簿上の住所(所在地)の市町村コード, 80. 公簿上の住所(所在地)の町字コード, 81. 公簿上の住所(所在地)の都道府県, 82. 公簿上の住所(所在地)の市区郡町村名, 83. 公簿上の住所(所在地)の町字, 84. 公簿上の住所(所在地)の番地号標記, 85. 公簿上の住所(所在地)の方書, 86. 公簿上の住所(所在地)のフリガナ, 87. 公簿上の設立年月日, 88. 調査日, 89. 確認結果, 90. 調査情報, 91. 調査区分, 92. 調査担当者

<<償却資産投入支援情報:一時保存>>

1. 名寄番号, 2. 個人・法人番号, 3. 確認CD

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<<土地情報>>

1. 課税年度, 2. 処理番号, 3. 履歴番号, 4. 履歴番号ラスト番, 5. 更正事由コード1～3, 6. 更正番号, 7. 更正年月日, 8. 更正年月日(至), 9. 未決定フラグ, 10. 履歴フラグ, 11. 名寄番号, 12. 共有者用区分, 13. 台帳未完成フラグ, 14. 台帳未完成事由コード, 15. 抹消コード, 16. 抹消事由コード, 17. 抹消年月日, 18. 所有個番, 19. 大字コードキー, 20. 子字コードキー, 21. 地番キー, 22. 地番分割キー, 23. 棟番号番号キー, 24. 台帳名寄キー, 25. 計算コード, 26. 区分所有フラグ, 27. 区所コード, 28. 区所事由コード, 29. 区所分子, 30. 区所分母, 31. 区所親処理番号, 32. 区所代表名寄番号, 33. 区所区分番号, 34. 不動産番号, 35. 不動産異動年月日, 36. 不動産同一日順番号, 37. 一画地番号, 38. 一画地異動年月日, 39. 一画地同一日順番号, 40. 現況台帳キー, 41. 現況処理番号, 42. 現況枝番, 43. 現況異動年月日, 44. 現況同一日順番号, 45. 証明発行注意コード, 46. 都市計画区域コード, 47. 都市計画課税コード, 48. 都市計画用途コード, 49. 非課税コード, 50. 非課税事由コード, 51. 非課税開始年度, 52. 非課税終了年度, 53. 非課税対象評価額, 54. 非課税対象面積, 55. 非課税率, 56. 課税保留コード, 57. 課税保留事由コード, 58. 課税保留開始年度, 59. 課税保留終了年度, 60. 課税保留対象評価額, 61. 課税保留対象面積, 62. 課税保留率, 63. 減免コード, 64. 減免事由コード, 65. 減免開始年度, 66. 減免終了年度, 67. 減免対象評価額, 68. 減免対象面積, 69. 減免率, 70. 減額1～5コード, 71. 減額1～5コード2, 72. 減額1～5基準年月日, 73. 減額1～5認定事由コード, 74. 減額1～5取消事由コード, 75. 減額1～5適用年数, 76. 減額1～5認定年度, 77. 減額1～5終了年度, 78. 減額1～5対象面積, 79. 減額1～5対象評価額, 80. 減額1～5減額率, 81. 猶予コード, 82. 猶予認定事由コード, 83. 猶予取消事由コード, 84. 猶予認定年度, 85. 猶予終了年度, 86. 猶予率, 87. 猶予額, 88. 特例1～2コード, 89. 特例1～2基準年月日, 90. 特例1～2認定事由コード, 91. 特例1～2取消事由コード, 92. 特例1～2適用年数, 93. 特例1～2認定年度, 94. 特例1～2終了年度, 95. 特例1～2対象面積, 96. 特例1～2対象評価額, 97. 特例1～2率, 98. 大字コード現況, 99. 小字コード現況, 100. 地番地区現況, 101. 地番本番現況, 102. 地番枝番現況, 103. 地番孫番現況, 104. 地番ひ孫番現況, 105. 地番付番現況, 106. 合併地番付現況, 107. 大字コード登記, 108. 小字コード登記, 109. 地番地区登記, 110. 地番本番登記, 111. 地番枝番登記, 112. 地番孫番登記, 113. 地番ひ孫番登記, 114. 地番付番登記, 115. 合併地番付登記, 116. 原因年月日, 117. 表示コード, 118. 権利コード, 119. 異動事由コード, 120. 沿革事項, 121. 現況地目コード, 122. 用途地区コード, 123. 利区コード1, 124. 利区コード2, 125. 現況地積(m²), 126. 農業用施設用地フラグ, 127. 住宅区分コード, 128. 非住宅区分コード, 129. 住宅%, 130. 住宅地積, 131. 小規模%, 132. 小規模戸数, 133. 小規模地積, 134. 一般住宅%, 135. 一般住宅地積, 136. 非住宅%, 137. 非住宅地積, 138. 生産緑地コード, 139. 生産緑地認定事由コード, 140. 生産緑地取消事由コード, 141. 生産緑地認定年度, 142. 生産緑地取消年度, 143. 生産緑地宅地, 144. 減農コード, 145. 農地転用コード, 146. 農地転用許可年月日, 147. 農地転用4条, 5条コード, 148. 市街化農地コード, 149. 市街化農地認定事由コード, 150. 市街化農地取消事由コード, 151. 特定農地適用年度, 152. 市街化農地認定年度, 153. 市街化農地終了年度, 154. 農業振興地域コード, 155. 農業振興認定事由コード, 156. 農業振興取消事由コード, 157. 農業振興認定年度, 158. 農業振興終了年度, 159. 農業振興借地コード, 160. 農地法事由コード, 161. 複合利用鉄軌道コード, 162. 複合利用鉄軌道番号, 163. 複合利用鉄軌道年度, 164. 複合利用状況類似番号1, 165. 複合利用現況地目コード1, 166. 複合利用利区コード1, 167. 複合利用現況地積(m²)1, 168. 複合利用状況類似番号2, 169. 複合利用現況地目コード2, 170. 複合利用利区コード2, 171. 複合利用現況地積(m²)2, 172. 鉄軌道隣接コード, 173. 鉄軌道隣接現況地目, 174. 鉄軌道隣接距離, 175. 保有税課税フラグ, 176. 保有税取得事由コード, 177. 保有税取得年月日, 178. 保有税取得価格, 179. 計測区分コード, 180. 分合筆区分コード, 181. 正面路線番号, 182. 状況類似番号, 183. 類似宅地番号, 184. 登記地目コード, 185. 登記年月日, 186. 登記異動事由コード, 187. 登記課税フラグ, 188. 登記地積, 189. 国調地目コード, 190. 国調地積, 191. みなす換地番号, 192. みなす異動年月日, 193. みなす同一日順番号, 194. みなす課税コード, 195. 新線サインコード, 196. 開発地域コード, 197. みなす課税認定年度, 198. みなす課税終了年度, 199. みなす工区ブロック, 200. みなす大街区, 201. みなす街区, 202. みなす画地, 203. みなす符号, 204. みなす異動コード, 205. 使用収益開始年月日, 206. 留置地コード, 207. 造成費コード, 208. 時点修正率, 209. 土地評価額, 210. 土地前年評価額, 211. 土地・固定課税計算額, 212. 土地・固定課税・特例額, 213. 土地・固定課税計算特例後, 214. 土地・固定課税・減免額, 215. 土地・固定課税標準額, 216. 土地・固定税計算額, 217. 土地・固定税額・減額1～5, 218. 土地・固定税額・減額計, 219. 土地・固定税額・減額条列1～3, 220. 土地・固定税額・減額条列計, 221. 土地・固定税額・減後税額, 222. 土地・固定税額・減免額, 223. 土地・固定税額相当額, 224. 土地・都計課税計算額, 225. 土地・都計課税・特例額, 226. 土地・都計課税計算特例後, 227. 土地・都計課税・減免額, 228. 土地・都計課税標準額, 229. 土地・都計税計算額, 230. 土地・都計税額・減額1～5, 231. 土地・都計税額・減額計, 232. 土地・都計税額・減額条列1～3, 233. 土地・都計税額・減額条列計, 234. 土地・都計税額・減後税額, 235. 土地・都計税額・減免額, 236. 土地・都計税額相当額, 237. 評価額(S38～H32), 238. m²単価(S38～H32), 239. 入力課税サイン, 240. 基準課税標準額固定小規模, 241. 基準課税標準額固定一般, 242. 基準課税標準額固定非住宅, 243. 基準課税標準額固定合計, 244. 基準課税標準額都計小規模, 245. 基準課税標準額都計一般, 246. 基準課税標準額都計非住宅, 247. 基準課税標準額都計合計, 248. 照会土地固定課税, 249. 照会土地都計課税, 250. 按分前固定課税, 251. 按分前都計課税, 252. 固定負担水準小規模, 253. 固定負担水準一般, 254. 固定負担水準非住宅, 255. 都計負担水準小規模, 256. 都計負担水準一般, 257. 都計負担水準非住宅, 258. 前年固定課税, 259. 前年固定課税小規模分, 260. 前年固定課税一般分, 261. 前年固定課税非住宅分, 262. 前年固定課税農地並分, 263. 前年都計課税, 264. 前年都計課税小規模分, 265. 前年都計課税一般分, 266. 前年都計課税非住宅分, 267. 前年都計課税農地並分, 268. 按分前前年固定課税, 269. 按分前前年固定課税小規模分, 270. 按分前前年固定課税一般分, 271. 按分前前年固定課税非住宅分, 272. 按分前前年固定課税農地並分, 273. 按分前前年都計課税, 274. 按分前前年都計課税小規模分, 275. 按分前前年都計課税一般分, 276. 按分前前年都計課税非住宅分, 277. 按分前前年都計課税農地並分, 278. 宅地比準, 279. 暫定特例, 280. 臨時特例, 281. 固定小規模按分地積, 282. 固定小規模按分評価額, 283. 固定小規模按分課税, 284. 固定小規模負担調整率, 285. 固定一般住宅按分地積, 286. 固定一般住宅按分評価額, 287. 固定一般住宅按分課税, 288. 固定一般負担調整率, 289. 固定非住宅按分地積, 290. 固定非住宅按分評価額, 291. 固定非住宅按分課税, 292. 固定非住宅負担調整率, 293. 固定非住宅減額率, 294. 固定非住宅減額フラグ, 295. 固定非住宅減額率算定後課税, 296. 固定農地並按分

地積, 297. 固定農地並按分評価額, 298. 固定農地並課標, 299. 固定農地並負担調整率, 300. 都計小規模按分地積, 301. 都計小規模按分評価額, 302. 都計小規模按分課標, 303. 都計小規模負担調整率, 304. 都計一般住宅按分地積, 305. 都計一般住宅按分評価額, 306. 都計一般住宅按分課標, 307. 都計一般住宅負担調整率, 308. 都計非住宅按分地積, 309. 都計非住宅按分評価額, 310. 都計非住宅按分課標, 311. 都計非住宅負担調整率, 312. 都計非住宅減額率, 313. 都計非住宅減額フラグ, 314. 都計非住宅減額率算定後課標, 315. 都計農地並按分地積, 316. 都計農地並按分評価額, 317. 都計農地並按分課標, 318. 都計農地並負担調整率, 319. 課標投入コード, 320. 投入課標基準年度, 321. 投入課標固定小規模, 322. 投入課標固定一般, 323. 投入課標固定非住宅, 324. 投入課標固定合計, 325. 投入課標都計小規模, 326. 投入課標都計一般, 327. 投入課標都計非住宅, 328. 投入課標都計合計, 329. 更新端末番号, 330. 登録日時, 331. 更新日時, 332. DV被害者等の「住所に代わる事項」, 333. 権利者宛名番号, 334. 義務者宛名番号, 335. 権利者異動事由, 336. 権利者異動年月日, 337. 受付番号, 338. 受付年月日, 339. 受付年月日の不詳表記, 340. 作成年月日, 341. 発行番号, 342. 整理番号, 343. 管轄登記所コード, 344. 登記の目的, 345. 登記原因年月日, 346. 登記原因年月日の不詳表記, 347. 登記事由, 348. 登記異動年月日, 349. 地上権設定の有無, 350. 敷地権の設定の有無, 351. 敷地権の割合, 352. 敷地権に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号, 353. 死亡の符号, 354. 相続人申告登記の氏名, 355. 相続人申告登記の住所, 356. 会社法人等番号, 357. 地図番号, 358. 閉鎖事由, 359. 閉鎖区分, 360. 未登記フラグ, 361. 用途変更年度(小規模), 362. 用途変更年度(一般), 363. 用途変更年度(非住宅), 364. 市町村境フラグ, 365. 都市計画区分の編入年度, 366. 画地地積強制入力フラグ, 367. 出力除外フラグ, 368. 固定(本則課税標準額), 369. 固定(本則となるべき額)(小規模), 370. 固定(本則となるべき額)(一般), 371. 固定(本則となるべき額)(非住宅), 372. 都計(本則課税標準額), 373. 都計(本則となるべき額)(小規模), 374. 都計(本則となるべき額)(一般), 375. 都計(本則となるべき額)(非住宅), 376. 国土調査実施年月日, 377. 特例率分子, 378. 特例率分母, 379. 不均一課税類型, 380. 不均一課税適用開始年度, 381. 不均一課税適用終了年度, 382. 不均一課税の適用を受ける地積, 383. 減免率の分子, 384. 減免率の分母, 385. 減免の適用開始年月日, 386. 減免の適用終了年月日, 387. 負担区分, 388. 選定された類似土地の物件番号, 389. 住居表示, 390. 仮換地・従前地の物件番号, 391. 従前地番号, 392. 異動フラグ, 393. 前年度異動フラグ, 394. 固定(明細課税標準額)(小規模), 395. 固定(明細課税標準額)(一般), 396. 固定(明細課税標準額)(非住宅), 397. 都計(明細課税標準額)(小規模), 398. 都計(明細課税標準額)(一般), 399. 都計(明細課税標準額)(非住宅), 400. 担当者(入力者)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<<家屋情報>>

1. 課税年度, 2. 処理番号, 3. 枝番, 4. 履歴番号, 5. 履歴番号ラスト番, 6. 更正事由コード1~3, 7. 更正番号, 8. 更正年月日, 9. 更正年月日(至), 10. 未決定フラグ, 11. 履歴フラグ, 12. 名寄番号, 13. 共有者用区分, 14. 台帳未完成フラグ, 15. 台帳未完成事由コード, 16. 抹消コード, 17. 抹消事由コード, 18. 抹消年月日, 19. 所有個番, 20. 大字コードキー, 21. 子字コードキー, 22. 地番キー, 23. 地番分割キー, 24. 棟号番号キー, 25. 台帳名寄キー, 26. 計算コード, 27. 区分所有フラグ, 28. 区所コード, 29. 区所事由コード, 30. 区所分子, 31. 区所分母, 32. 区所親処理番号, 33. 区所代表名寄番号, 34. 区所区分番号, 35. 不動産番号, 36. 不動産異動年月日, 37. 不動産同一日順番号, 38. 一画地番号, 39. 一画地異動年月日, 40. 一画地同一日順番号, 41. 現況台帳キー, 42. 現況処理番号, 43. 現況枝番, 44. 現況異動年月日, 45. 現況同一日順番号, 46. 証明発行注意コード, 47. 都市計画区域コード, 48. 都市計画課税コード, 49. 都市計画用途コード, 50. 非課税コード, 51. 非課税事由コード, 52. 非課税開始年度, 53. 非課税終了年度, 54. 非課税対象評価額, 55. 非課税対象面積, 56. 非課税率, 57. 課税保留コード, 58. 課税保留事由コード, 59. 課税保留開始年度, 60. 課税保留終了年度, 61. 課税保留対象評価額, 62. 課税保留対象面積, 63. 課税保留率, 64. 減免コード, 65. 減免事由コード, 66. 減免開始年度, 67. 減免終了年度, 68. 減免対象評価額, 69. 減免対象面積, 70. 減免率, 71. 減額1~5コード, 72. 減額1~5コード2, 73. 減額1~5基準年月日, 74. 減額1~5認定事由コード, 75. 減額1~5取消事由コード, 76. 減額1~5適用年数, 77. 減額1~5認定年度, 78. 減額1~5終了年度, 79. 減額1~5対象面積, 80. 減額1~5対象評価額, 81. 減額1~5減額率, 82. 猶予コード, 83. 猶予認定事由コード, 84. 猶予取消事由コード, 85. 猶予認定年度, 86. 猶予終了年度, 87. 猶予率, 88. 猶予額, 89. 特例1~2コード, 90. 特例1~2基準年月日, 91. 特例1~2認定事由コード, 92. 特例1~2取消事由コード, 93. 特例1~2適用年数, 94. 特例1~2認定年度, 95. 特例1~2終了年度, 96. 特例1~2対象面積, 97. 特例1~2対象評価額, 98. 特例1~2率, 99. 大字コード現況, 100. 小字コード現況, 101. 地番地区現況, 102. 地番本番現況, 103. 地番枝番現況, 104. 地番孫番現況, 105. 地番ひ孫番現況, 106. 地番付番現況, 107. 合併地番付現況, 108. 大字コード登記, 109. 小字コード登記, 110. 地番地区登記, 111. 地番本番登記, 112. 地番枝番登記, 113. 地番孫番登記, 114. 地番ひ孫番登記, 115. 地番付番登記, 116. 合併地番付登記, 117. 原因年月日, 118. 表示コード, 119. 権利コード, 120. 異動事由コード, 121. 沿革事項, 122. フリーエリア, 123. 一棟番号, 124. 増築コード, 125. 同棟区分コード, 126. 同棟コード, 127. 概要CNTコード, 128. 計算区分コード, 129. 台帳関連大字コード, 130. 台帳関連小字コード, 131. 台帳関連地番キー, 132. 現況建築年月日, 133. 現況種類コード1, 134. 現況種類コード2, 135. 現況種類コード3, 136. 現況種類コード4, 137. 現況種類コード5, 138. 現況用途コード主, 139. 現況用途コード従, 140. 現況材料コード主, 141. 現況材料コード従, 142. 現況材料コード3, 143. 現況材料コード4, 144. 現況材料コード5, 145. 現況屋根材料コード主, 146. 現況屋根材料コード従, 147. 現況屋根材料コード3, 148. 現況屋根材料コード4, 149. 現況屋根材料コード5, 150. 現況地上階コード, 151. 現況地階コード, 152. 現況屋階コード, 153. 現況1F床面積, 154. 現況2F以上床面積, 155. 現況3F以上床面積, 156. 総床面積, 157. 戸数, 158. 住居コード, 159. 住居床面積, 160. 住居評価額, 161. 共用床面積, 162. その他の床面積, 163. 改築該当フラグ, 164. 用途変更該当フラグ, 165. 複合用途該当フラグ, 166. 評価用建築年月日, 167. 現況プレハブコード, 168. 現況肉厚コード, 169. 現況肉厚mm, 170. 現況劇薬コード, 171. 損耗減点コード, 172. 損耗減価率, 173. 残価率, 174. 地域別係数(投), 175. その他係数(投), 176. 減価率(投), 177. 経年減点補正率表番号(入力), 178. 再建築費評点数(当初㎡), 179. 再建築費評価額(当初延べ), 180. 再建築費評点数(理論㎡), 181. 再建築費評価額(理論延べ), 182. 経年減点補正率表番号, 183. 評価計算結果コード, 184. 経過年数, 185. 木造非木造コード, 186. 家屋番号, 187. 家屋番号漢字, 188. 登記種類コード1, 189. 登記種類コード2, 190. 登記種類コード3, 191. 登記種類コード4, 192. 登記種類コード5, 193. 登記用途コード主, 194. 登記用途コード従, 195. 登記材料コード主, 196. 登記材料コード従, 197. 登記材料コード3, 198. 登記材料コード4, 199. 登記材料コード5, 200. 登記屋根材料コード主, 201. 登記屋根材料コード従, 202. 登記屋根材料コード3, 203. 登記屋根材料コード4, 204. 登記屋根材料コード5, 205. 登記地上階コード, 206. 登記地階コード, 207. 登記屋階コード, 208. 登記1F, 209. 登記2F, 210. 登記3F以上, 211. 区分登記コード, 212. 登記建築年月日, 213. 登記登録年月日, 214. 所有権登記年月日, 215. 所有権異動事由コード, 216. 一棟の建物番号, 217. みなす換地番号, 218. みなす異動年月日, 219. みなす同一日順番号, 220. 家屋評価コード, 221. 家屋前年評価額, 222. 家屋・按分前固定課税, 223. 家屋・固定課税計算額, 224. 家屋・固定課税・特例額, 225. 家屋・固定課税計算特例後, 226. 家屋・固定課税・減免額, 227. 家屋・固定課税標準額, 228. 家屋・固定税計算額, 229. 家屋・固定税額・減額1, 230. 家屋・固定税額・減額2, 231. 家屋・固定税額・減額3, 232. 家屋・固定税額・減額4, 233. 家屋・固定税額・減額5, 234. 家屋・固定税額・減額計, 235. 家屋・固定税額・減額条例1, 236. 家屋・固定税額・減額条例2, 237. 家屋・固定税額・減額条例3, 238. 家屋・固定税額・減額条例計, 239. 家屋・固定税額・減後税額, 240. 家屋・固定税額・減免額, 241. 家屋・固定税額相当額, 242. 家屋・按分前都計課税, 243. 家屋・都計課税計算額, 244. 家屋・都計課税・特例額, 245. 家屋・都市課税計算特例後, 246. 家屋・都市課税・減免額, 247. 家屋・都計課税標準額, 248. 家屋・都計税計算額, 249. 家屋・都計税額・減額1~5, 250. 家屋・都計税額・減額計, 251. 家屋・都計税額・減額条例1~3, 252. 家屋・都計税額・減額条例計, 253. 家屋・都計税額・減後税額, 254. 家屋・都計税額・減免額, 255. 家屋・都市計画税額相当額, 256. 家屋・減額終了年フラグ1~5, 257. 更新端末番号, 258. 登録日時, 259. 更新日時, 260. DV被害者等の「住所に代わる事項」, 261. 受付番号, 262. 1棟建物番号, 263. 専有建物番号, 264. 建物名称, 265. 権利者宛名番号, 266. 義務者宛名番号, 267. 権利者異動事由, 268. 権利者異動年月日, 269. 作成年月日, 270. 発行番号, 271. 整理番号, 272. 管轄登記所コード, 273. 登記の目的, 274. 登記原因年月日, 275. 登記原因年月日の不詳表記, 276. 登記事由, 277. 敷地権の主たる土地の所在地, 278. 敷地権の主たる土地の地目, 279. 敷地権の土地の種類, 280. 敷地権の土地の割合, 281. 閉鎖事由, 282. 閉鎖区分, 283. 未登記フラグ, 284. 登記異動年月日, 285. 死亡の符号, 286. 相続人申告登記氏名, 287. 相続人申告登記住所, 288. 会社法人等番号, 289. 行政界をまたぎ評価を市ごとにわけているフラグ, 290. 主棟・付属棟区分, 291. 区分所有(専有部分床面積)住居部分, 292. 区分所有(専有部分床面積)その他部分, 293. 共用部分床面積, 294. 1棟全体床面積, 295. タワーマンションフラグ, 296. 出力除外フラグ, 297. 主棟物件番号, 298. 固定(1棟全体課税標準額), 299. 都計(1棟全体課税標準額), 300. 固定(タワーマンション補正後課税標準相当額), 301. 都計(タワーマンション補正後課税標準相当額), 302. 特例率分子, 303. 特例率分母, 304. 不均一課税類型, 305. 不均一課税適用を受ける床面積, 306. 不均一課税適用開始年度, 307. 不均一課税適用終了年度, 308. 減価率分子, 309. 減価率分母, 310.

を交付する面積, 306. 平均一戸税適用開始年度, 307. 平均一戸税適用終了年度, 308. 減免率平方, 309. 減免率平方, 310. 減免適用開始年月日, 311. 減免適用終了年月日, 312. タワーマンション補正区分, 313. 補正率, 314. 住居表示, 315. 他市町村跨りフラグ, 316. 1棟全体の評価額, 317. タワーマンション補正後評価相当額, 318. 担当者(入力者)), 319. 受付年月日, 320. 受付年月日不詳表記

<<収納情報>>

1.税目, 2.納税義務者番号, 3.所有者宛名番号, 4.決定延滞金額計, 5.期別数, 6.課税年度, 7.納税管理人番号, 8.延滞金減免率, 9.納付すべき督促手数料計, 10.通知書番号, 11.調定年度, 12.決算済欠損済サイン, 13.更正事由コード, 14.更正決定年月日, 15.課税対象年度, 16.課税額計, 17.更正発生日

<<期別情報>>

1.期別決算済欠損済サイン, 2.決定延滞金額, 3.納期限, 4.記事終了解除年月日, 5.期別, 6.収納額内訳1~2, 7.延滞金, 8.計上年月日, 9.充当先税目, 10.充当先通知書番号, 11.充当先督促手数料, 12.支店コード, 13.収納員コード, 14.課税額, 15.納付すべき督促手数料, 16.記事コード, 17.記事漢字, 18.納付区分, 19.報奨金, 20.納付年月日, 21.充当先課税年度, 22.充当先収納額, 23.充当先還付加算金, 24.科目コード, 25.取消区分, 26.課税額内訳, 27.記事年月日, 28.記事作成区分, 29.収納方法, 30.督促手数料, 31.束NO, 32.充当先延滞金, 33.充当先束NO, 34.口座番号, 35.取消年月日, 36.記事終了解除コード, 37.記事取消区分, 38.収納額, 39.還付加算金, 40.歳出還付サイン, 41.充当先期別, 42.充当先報奨金, 43.銀行コード, 44.納付書番号

<<口座情報>>

1.宛名番号, 2.振替税目, 3.銀行番号, 4.支店番号, 5.科目, 6.口座番号, 7.名義人, 8.電話番号区分, 9.電話番号, 10.受付番号, 12.受付場所, 13.受付年月日, 14.申込年月日, 15.課税番号, 16.開始年月日, 17.停止理由, 18.停止年月日, 19.開始年度, 20.開始期別, 21.振替区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・土地や家屋の固定資産課税台帳に登録する事項は、地方税法第382条に基づき法務局から収集する登記の異動情報を基にしているため、登録事項が対象者以外の情報であることがない。 ・申請書や申告書の受付時において、本人や代理人等の本人確認を行い、手続きの権限確認を行ったうえで、申請書や申告書に記載された事項の確認を行う。 ・システム入力前に、申請書等に記載された項目の確認を行い、システム入力後は入力情報と申請書等情報の内容照合を行っている。 ・申請書等様式は、必要な情報のみを記載することとし、必要性のある情報のみ取得することとしている。 ・地方税ポータルシステムによる情報の入手については、地方税ポータルシステムの利用を許可された職員のみ、取り扱うこととし、取扱う端末を隔離することにより物理的に遮断している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書や申告書は記入する事項を明示した様式としているため、 unnecessaryな情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書や申告書の提出を求める際は、利用目的や記載内容について説明したうえで記載を求めている。 ・土地や家屋に関する情報の収集は、登記事項等固定資産税課税台帳に登録が必要な最低限の情報を取得している。 ・システムを利用する職員は個別にIDを保有し個別のパスワードによりシステム認証を行っている。また、職員によりシステム操作の権限をわけているため、不適切な方法による個人情報の入手ができない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	申請書や申告書の提出を受ける際は、個人番号カードや官公署発行の身分証明書等の提示や聞き取りにより、本人確認を適切に行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・申請書や申告書の提出を受ける際は、個人番号カードや官公署発行の身分証明書等の提示や聞き取りにより、本人確認を適切に行い、資産税システムや宛名管理システム等のシステムと情報を照合することにより、個人番号の真正性を確認している。 ・他団体からの生活保護情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づき、柏市の課税対象者と合致するかを確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・課税情報の入力、削除又は修正を行う場合は、正確性を確保するために、入力等を行っていない者が入力情報の確認を行う。 ・入力等に用いた申請書等は事務処理の段階毎に保管場所を定め、漏洩や紛失を防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 紙媒体に対する措置 (1) 特定個人情報記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理を行い、漏洩や紛失を防止している。 (2) 紙媒体を収受し、入力を終えた後は、速やかに保管場所で管理・保管している。 2 電子データに対する措置 (1) 特定個人情報記録された電子データは電磁的記録媒体を極力用いないこととし、使用する場合は定められた担当者のみが取扱いを行う。使用後は速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業の記録を行っている。 (2) 情報の入手はクローズされた環境内でのみ行い、インターネットが接続できる端末とは接続させない。 3 職員(会計年度任用職員含む。)で周知や教育を行い、漏洩・紛失に対する共通認識を図っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。 ・固定資産税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	地方税法に基づく調査により取得した特定個人情報は、職務上必要と認められる権限の与えられた者しかアクセスが出来ない。	
その他の措置の内容	・インターネットが接続できる端末と固定資産税システムを分離し、特定個人情報を取り扱う端末は外部接続を行わない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員の利用権限を個人ごとに割り当てており、ユーザーID及びパスワードを個々に管理しているため、権限のない職員や権限外業務を行うことができないようにしている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の発効管理 ユーザーIDの発効は、正規職員については人事情報に基づき、会計年度職員については担当からの申請に基づき、市の情報セキュリティ管理者が発行を行い、発行されたユーザーIDに基づき、業務主管課の情報管理者が発効を行い、一元管理を行っている。 2 アクセス権限の失効管理 アクセス権限の発効管理と同様に管理している、非正規職員のユーザーIDについては有効期限を設定し、自動的に失効するようにしている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共有IDを作成せず個人ごとにIDを作成している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。 ・パスワードは期限設定がされており、定期的にパスワードを設定する必要がある。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログ管理機能により、個人を特定したログの管理を記録する。	
その他の措置の内容	端末PCにおいて、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、他者から見られないようにする。また、元の画面に復帰する場合は、再度アクセス権限の認証を行うものとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部媒体へのデータのコピーは制御されており、持ち出しができないようになっている。 ・関係部署職員による情報の確認は、閲覧のみに制限されており、データアクセスの制限を行っている。 ・非正規職員は、契約時に業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名を行い、漏洩や不適切な利用を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているデータセンター内での作業に限定している。 ・委託先には規定する契約の目的外に使用することや承認していないデータの複写・複製を禁止している。 ・特定個人情報を取り扱う端末は特定の端末のみに限定することにより、情報の漏洩を防止している。 ・正当な理由なく第三者へ情報提供した場合の罰則を定めており、研修等により周知徹底することでリスク管理をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先の選定時にプライバシーマークの認定取得、ISMS認証の取得を要件とし、特定個人情報の取扱いが適正であることを要件としている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先の作業は、特定個人情報取扱の管理体制、管理者の名簿提出及び取扱者の名簿作成と市からの求めに応じた提出を義務づけており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を最小限にしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先の作業は、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事した日時等を記録し、市の求めに応じて提出する義務があることを契約内容に含んでいる。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・再委託先への特定個人情報の提供の際は、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法・セキュリティ体制等の報告を受け、問題がないことを確認した後に再委託を承認している。 ・再委託先の管理がルールどおりに実施されていることの報告を委託先から受けている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 ・漏洩防止や媒体搬送の安全確保は契約事項であるため、遵守の確認については業務完了報告書等にて行っている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、当該委託契約による行う業務の終了後、個人情報が記録された媒体を直ちに発注者に対して返却または社会通念上確実な方法による廃棄・消去をしなければならないことを契約書に明記している。 ・上記は契約事項であるため、遵守の確認については業務完了報告書等にて行っている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・個人情報の意図的な漏洩の禁止 ・契約の目的外での個人情報の使用、又は第三者への提供の禁止 ・漏洩、滅失、又はき損その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施 ・事前の承諾のない再委託又は下請けの禁止 ・個人情報の無断複写・複製の禁止 ・個人情報の適切な管理に支障が生じた場合等の報告義務 ・契約終了後の個人情報の返却又は廃棄若しくは消去の義務 ・個人情報が記録された媒体の搬送時における安全確保措置の実施 ・個人情報の管理状況が不適切である場合における発注者の指示に従う義務 ・契約事項違反に係る契約解除及び損害賠償に関する規定 ・従業者の監督義務 ・再委託先の監督義務 ・個人情報の取り扱いに係る報告の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・eLTAXシステムにおいて、操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・庁内データ連携システム等を使用して、データ連携している場合は操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・「提供」については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・「移転」については、柏市電子計算機処理データ保護規程に基づき、事前にデータ利用の申出書を情報政策主管課に提出を義務付けるとともに、特定個人情報保護評価統括担当課において移転の適否を審査する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上、提供を行う。 ・「移転」については、情報政策担当課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・一般社団法人地方税電子化協議会（eLTAXシステム）については、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・庁内データ連携システム等を使用するデータは、予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 固定資産税システム運用における措置 (1) ユーザーのアクセス権限は業務内容に応じ、必要最低限の人数・参照範囲としている。 (2) 自己のユーザーID・パスワードは適切に管理し、他者に知られることのないよう厳重に管理している。 (3) 離席時はログアウトを行い、再認証を必要としているためなりすまし操作を防止している。 (4) 情報漏洩防止を目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 固定資産税システムの運用における措置 定められた運用手順に従い照会し、データを入手する。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

リスクに対する措置の内容	1 固定資産税システムにおける措置 (1) ユーザーのアクセス権限は業務内容に応じ、必要最低限の人数・参照範囲としている。 (2) 自己のユーザーID・パスワードは適切に管理し、他者に知られることのないよう厳重に管理している。 (3) 離席時はログアウトを行い、再認証を必要としているためなりすまし操作を防止している。 (4) 情報漏洩防止を目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	1 固定資産税システムにおける措置 (1) サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 (2) 庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。 (3) 業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 (4) システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 (5) 管理権限を持つ者の端末を除き、USBメモリ等の外部媒体を使用できない状態にしている。また、管理権限のある者が使用した際は、記録をとるようにしている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理を行っている。 (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	1 固定資産税システムにおける措置 (1) 固定資産税システムは、庁内のみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 (2) eLTAシステムは、ファイアウォールを設置している。 (3) アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(英和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。)及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作当について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5) 地方公共団体が委託したASP及びガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7) 地方公共団体やASP及びガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	データセンタ内のサーバで管理しており、現存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムにより随時異動データを連携させることにより最新の状態とし、既存住民基本台帳システムとの整合をとっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・情報の保存期間を定め、期間経過後に削除の操作を実施している。 ・保存年限を過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施している。 ・ガバメントクラウドにおいてデータの復元がされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータ消去する。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	1 固定資産税システムにおける措置 評価書の記載内容通りの運用ができていくについて、国のチェックリスト等を活用し、定期的にチェックを実施する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。 ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についてもeラーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則(懲役や罰金など)を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者契約をする立場からその契約を履行させることで対応するものとする。具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市総務部行政課
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1.①請求先」と同じ
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年7月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便, ファクシミリ, 柏市ホームページ(電子申請システム), 直接持参による提出
②実施日・期間	令和6年8月9日(金)から令和6年9月9日(月)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]